

(別紙)

岐阜県特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業実施要綱

(目的)

第1条 岐阜県において、国が令和2年27日に示した小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請（以下「臨時休業」という。）に伴い、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない児童がいる世帯において放課後等デイサービスの利用が増加することが考えられることから、障害福祉サービス等報酬（以下「報酬」という。）の増加による地方負担及び利用者負担の増加について補助を行う。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、市町村とする。

(事業の対象)

第3条 第4条の内容により実施した事業。ただし、報酬の対象となる障害福祉サービス等は令和2年3月2日から春休みの前日までの間に提供されたものに限る。

(事業の内容)

第4条 次の事業を行う市町村に対し費用を助成する。

(1) 臨時休業に伴い新たに障害児通所支援給付費の支給決定（以下「支給決定」という。）を受けた児童が放課後等デイサービスを利用した場合に市町村が実施した次の事業。

- ① サービス利用に伴う報酬について「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知。（以下「負担金交付要綱」という。））」に定める負担割合に基づく国庫負担分を除いて市町村が負担する事業
- ② サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料（実費負担を除く。以下同じ）を請求する場合であって、請求総額の全額を市町村が負担する事業

(2) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童であって、臨時休業に伴い令和2年3月当初の利用予定日数より多くのサービスを利用したと市町村が認めたものについて、利用の増に伴い増加した報酬の差額（以下「サービス増加分報酬差額」という。）について市町村が実施した次の事業。

新型コロナウイルス感染症防止対策の推進の一環として、支給量の増減に係る手続きを自治体裁量により省略できるとされており、本項はこの特例を用いて支給決定日

数より多くのサービスを利用した場合を想定しているが、手続きを省略することなく支給日数を増やした場合や、従前から支給決定より少ない日数のみ利用していた児童が支給決定日数の範囲内でサービス利用を増やした場合についても、同様に従前との差額について補助対象として差支えない。

なお、臨時休業に伴う発生したサービスの増を補助対象としていることから、対象となる利用日は平日であることを想定しているが、サービス利用の態様は多様であることから、市町村が臨時休業に伴うものと認める場合には、休日の利用分を対象とすることも差支えない。

- ① サービス増加分報酬差額について、負担金交付要綱に定める負担割合に基づく国庫負担分を除いて市町村が負担する事業
 - ② サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうちサービス増加分報酬差額に係る額の全額を市町村が負担する事業
- (3) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童について、放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わることにより増加した報酬の差額（以下「休業日切替分報酬差額」という。）について市町村が実施した次の事業。
- ① 休業日切替分報酬差額について、負担金交付要綱に定める負担割合に基づく国庫負担分を除いて市町村が負担する事業
 - ② サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうち休業日切替分報酬差額に係る額の全額を市町村が負担する事業
- (4) 臨時休業に伴って営業時間前の支援時間が増加した児童について、当該営業時間前の支援により算定した児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第3の10に定める延長支援加算（以下「延長支援加算」という）の算定単位数が臨時休業開始前より増加したと市町村が認めたものについて市町村が実施した次の事業。
- ① 延長支援加算について、負担金交付要綱に定める負担割合に基づく国庫負担分を除いて市町村が負担する事業
 - ② サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうち延長支援加算に係る額の全額を市町村が負担する事業

（個人情報の保護）

第5条 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、第4条に定める事業を実施する市町村が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない

(経費の補助)

第6条 県は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

(実施に当たっての留意事項)

第7条 補助対象経費の算定に当たり、明確な経費の算定や切り分けが困難な場合は、市町村が認める適切な方法で算定を行うこととして差支えない。

2 第4条の(1)②、(2)②、(3)②、(4)②について、市町村による補助に当たってはサービス提供事業者による代理受領を原則とするが、やむを得ない場合は、支給決定保護者に対する償還払いでも差支えない。

3 第4条の(1)①、(2)①、(3)①、(4)①について、本来の国庫負担分については、本補助金ではなく、通常通り令和2年度の障害児入所給付費等国庫負担金において交付申請を行うこと。